別記様式第3号(第5条関係)

第　　　号

年　　月　　日

美唄市長

支 給 不 認 定 通 知 書

様

年 月 日付けで申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定については、次のとおり不認定としますので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童の氏名及び生年月日 |  |
| 教育・保育給付認定申請日 |  |
| 不認定の理由 |  |
| 教示　1　この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に美唄市長に対して審査請求をすることができます。2　この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美唄市を被告として(美唄市長が被告の代表者となります。)提起することができます。3　処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　前2号に掲げるもののほか、決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |